

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（県立学校人事課）

一 趣旨

令和七年十月十六日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、小学校就学後の子を養育する学校職員の休暇制度の新設

二 内容

小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を持つ学校職員を対象に、一日の勤務時間のうち二時間を超えない範囲内で取得可能な無給の休暇の新設

三 施行期日

令和八年四月一日